

○経済産業省告示第三十八号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第二百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号口及びハの平成二十七年に係る支給率を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日 経済産業大臣 宮沢 洋一

小規模企業共済法第九条第三項第二号口及びハの平成二十七年に係る支給率は、〇とする。

○経済産業省告示第三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第一百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二十七日 経済産業大臣 宮沢 洋一

計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分 の略称	届出製造事業者 の名称	指定の効力が失効した 名称及び所在地
三六四〇〇一	平成十八年 八月二日	平成二十七年 二月十八日	最大需要電力計等	九電テクノシステムズ株式会社	九電テクノシステムズ株式会社 福岡機器工場 福岡県福岡市南区清 水四丁目1番18号

○特許庁告示第九号

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第二条の三第一号の規定に基づき、特許庁長官の定める比率を次のように定め、平成二十七年五月十三日から施行する。

平成二十七年三月二十七日

特許庁長官 伊藤 仁

特許法等関係手数料令第二条の三第一号に規定する特許庁長官の定める比率は、スイス・フランの電信買相場として株式会社三菱東京UFJ銀行が公表する比率であつて、日本国が受領した時において適用されるものとする。

○国土交通省告示第四百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

一 施行者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

一 都市計画事業の種類及び名称 横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第6号相鉄・JR直通線

三 事業施行期間 自平成二十四年二月二十日
至平成三十二年三月三十一日

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○国土交通省告示第四百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道44号改築工事（根室道路・北海道根室市温根沼地内から同市穂香地内まで）及びこれに伴う普通河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 北海道根室市温根沼、西和田、幌茂尻及び穂香地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、根室市温根沼地内の温根沼インターチェンジ（仮称）から同市穂香地内の根室インターチェンジ（仮称）までの延長6.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道44号改築工事（根室道路）及びこれに伴う普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道44号改築工事（根室道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道44号（以下「本路線」という。）は、釧路市を起点とし、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町及び同郡浜中町を経由して根室市に至る延長約125kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する根室市の市街地は、地形上の制約により、他の地域とのアクセス道路が本路線及び道道142号根室浜中釧路線に限定されており、これらの道路を通じて、高次医療施設への救急搬送や物流輸送等が行われている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、地吹雪による通行止めが行われており、主要幹線道路

としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、連続した防雪柵を備えた冬期においても走行可能な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成11年3月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見等を踏まえ、起業者が平成26年4月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ、天然記念物であるコクガン、マガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ、エゾシマフクロウ、クマガウラ及びカラフルリジミその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているエゾハコベ、ハナタネツケバナ、クロミサンザシ、ヒロハイッボンスゲ、エゾハリスゲその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。